

ソフトウェア品質保証部長の会 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

ソフトウェア品質保証部長の会とする。

第2条 (ミッションとビジョン)

[ミッション]

- ・課題の共有と解決策の模索及び成果の展開を通してソフトウェア品質保証活動のレベルアップおよび価値の向上を図る。
- ・ソフトウェア品質保証の本質を明らかにし、ソフトウェア品質保証部門のあり方、技術課題、人材育成の改善や深化を図る。
- ・ソフトウェア品質保証において技術革新の先導役、担い手となる。

[ビジョン]

- ・世界に誇れる日本のソフトウェア品質保証技術（管理・プロセス・エンジニアリング）の進化を図る。

第2章 活動

第3条 (活動)

前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

(1) 活動期間

10月1日を基点に1年サイクルの活動とする。

(2) 定例会

毎月1回を基本に定例会を開催し、講演会やグループディスカッションを行う。
定例会は集合形式または状況によってオンライン形式で実施する。

(3) 対外発表

必要に応じて、成果発表会やSQiPシンポジウム等、活動成果の対外発表を行う。

(4) その他の活動

必要に応じて、活動推進のための合宿を行う。

(5) セキュリティポリシー

部長の会の活動では、各社の実情、実態をベースとした意見や情報の交換を行っているため、下記セキュリティポリシーを遵守する。

- ・部長の会で入手した情報は、この部長の会の活動の範囲でのみ利用する。
- ・ファイルの共有は、メーリングリストにて配信し、ファイルにパスワードを付ける。
オンラインストレージサービス等への情報の保管を行わない。
- ・インターネットを介して意見交換を行う場合は、メーリングリストや Facebook の“秘密のグループ”等、セキュリティが確保された環境で行う。

第3章 会員

第4条（会員資格）

ソフトウェア品質を担当する部門の部門長。

第5条（会員種別）

通常会員とメール会員がある。

メール会員は、通常会員を退会後にメーリングリストへの参加のみ継続する。

ただし、企画委員の承認が得られれば、定例会への参加を許可する場合がある。

第6条（入会）

事務局からの募集に対し、入会申込書を提出し、企画委員会の承認を得る。

募集は毎年9月とし、年度の途中参加は原則認めない。

ただし、下記を満たした場合は途中入会も可とする。

- ・途中参加の理由と部長の会メンバーの推薦文を付記し、提出する。
（申請にあたっては事務局備え付けの「途中入会申込書」を用いること）
- ・企画委員会において「入会可」と認められること。
（なお、途中入会の申請期限は12月末とする）

第7条（退会）

退会の意思を書面（メール可）で事務局に提出する。

第8条（会員資格の継続と停止）

会員資格は当該年度継続するものとし、次年度へは継続しない。継続参加する場合は、再度入会の申し込みを行う。

活動への参加の意思が見られない場合（原則として定例会に連続2回連絡なく欠席）、事務局から会員に継続の意思確認メールを出す。本人からの退会依頼があった場合、もしくは確認メールに対する返信がない場合は退会とする。

第9条（会費および参加費）

原則無料とする。

ただし、定例会以外の合宿や情報交換会などは参加者の自己負担とする。

第4章 企画委員

第10条（企画委員）

本会の活動計画の立案、活動の活性化、実行の具体的推進を行う企画委員を置く。

委員は、企画委員会の承認により選任する。

第11条（企画委員会）

本会の活動計画や運営方針を決めるため企画委員会を実施する。

開催は原則定例会に合わせ実施する。

第5章 事務局

第12条 (事務局)

一般財団法人 日本科学技術連盟に事務局を置く。

第6章 補則

第13条 (会則の変更)

会則を変更するときは、企画委員会の承認を得る必要がある。

第14条 (会則の発効日)

本会則は2012年11月1日に制定、即日施行する。

2013年 10月9日 セキュリティポリシーを追加 (2013年11月29日実施)

2015年 6月3日 目的をミッション・ビジョンに変更し見直し

アドバイザーを追加

セキュリティポリシーの内容を第6章 補則から第2章 活動に統合
条番号を見直し (2015年6月3日実施)

2016年 10月5日 第3条「活動」期間を11月から10月に変更

第6条「入会」の募集期間を10月から9月に変更

2020年 3月4日 第2条 (ミッションとビジョン) を見直し・変更。

第6条 (入会) を見直し・変更

第12条 (アドバイザー) を削除。

条番号の見直し

全体の体裁・文面の見直し・変更 (2020年3月4日実施)

2020年 10月7日 第3条「活動」(2) 定例会を見直し・変更。

2021年 12月8日 第3条「活動」(2) 定例会を見直し・変更。

以上